

第一設問

1. 4. 1959 (1)

(1) まず抗告訴訟の対象となるのは、(行政手続訴訟法(以下「訴法」)と称す。)3条2項とは、^{この場合の法律とは}国または地方公共団体から行い行為のうちその行為により、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することと法律上認めらるるものをいう。

④ 以下、本件計画の変更及びその申出の拒絶が原因に与える損失

下、農用地区域を農業振興地域整備計画(農振法以下、法と
す。)第1条(第1項、第2項)により指定したとき、農用地区域内にある農地等
等の転用に制限が課せられる(法17条)。また、農用地区域内にある土地
が農用地利用計画において指定した用途に供せらるる場合において、
必要があるときは、市町村長は、当該土地を農用地利用計画にお
いて指定した用途に供せようとする旨を勧告することとが主(法4条第1項)。こ
して、農用地区域内にある農地は、農地の土地を農地以外のものに転用す
るを得ない(農地法4条第1項、第6項1号イ)。

次に昭和57年判例は、農用地地域内における建築制限は、
 1つはたしかにと判示し、その理由としてそのようは建築制限が一般
 的・抽象的なものにとまることが多いこと（しかし本件審判の設置は
 により農用地地域内の農地は法に柔軟な本件審判の変更がな
 され、農地以外のものにすることが認められるという趣旨の
 所有者にとり、2人とも具体的な結果が生じる。

3. 2. 個體在應用時區域的變化, 語言變異是當

④ 農地を農地以外のものに転用を受けるときは、主として、
 ① 農地の所有者の権利義務を形成するものといふ。

したがって、本件計画の変更は又、10、12月。

イ 本件には、右件申出は、B市農業振興地域整備計画の管理に
関する運用指針4条1号に基いたが士山たわみであり、法令に基く
ものではなから、申請（行政手続法（第4条）第1号とす。）条第
3号）に基づき、本件申出の拒絶が27号に当たらないことはた

よて、実務上、農地所有者が、個人の農地についての画変を申請する
 ためには、実務上、農地所有者等からの申出が不足で、この画
 変は多く市町村でなく行われている。その、B市ではこのよう
 な状況であるため、~~これを~~明文取扱いを明文にするため、同指針4条が追加
 されている。

そうすると、本件でXには、本件計画変更の申出の申請権が与えられ
ない。よって、本件申出は「申請」に当たらず、本件申出の権限がXに与え
られていない。

また、計画の変更には、東船主申請が不可欠となっており、申請の拒絶について又自生を認めざることを主張しなければ、計画の変更が行われなくなってしまう、東船主の権利救済を提げた。

市町村 本件申立の拒絶は「文相」に依る

第

問

2. 時間 (2)

(1) 又、本件争訟に付、通念が得られていないとして、二点に付、不作為の違法性確認の請求（行政訴訟2条5項）を提起するところから、

(2) 若 λ は、 λ に対する B を被写として、上記の語句を提出する(省略)

第 問

法30条1項、(1条)項(5)。

(3) 次に、不作為の違法確認訴訟は、「又は」又は裁判についての申請を
(不審)に提起しなくてはならない(行政訴訟法30条)。

もとも、小問の1で述べた通り、又は本件申出の申請権者であり、
本件申出をしないから、よほどの要件を満たす。

(4) 次に、又は申請権者から本件申出をしない者だから、それに対する
通知を受けることについて立場にあり、本件でいまだ通知が来
ていない以上、又は訴訟の利益がある。

(5) 次に、不作為の違法確認の訴えは、「相当の期間内に何らかの処分
又は裁判をすべきであるにかかわらず、これをしない」(行政訴訟法30
条5項)場合に認められる。

この点について、「相当の期間内とは、行政庁が処分をすべきに
必要とする期間(をい)い、その期間を経過した場合(には)特段の事
情がない限り処分をしない」とは違法と解する。

本件で、B市は農用地区域からの除外に1年程度を要するを公表
しているから、申出に対する通知は1年以内で期間満了は1年である
と考えられる。また、又は令和6年5月8日に本件申出をしない日か
翌令和7年5月中旬になっても、B市からの通知はない。また、又は同時
期にB市は申出をしない他の農地所有者に通知し、既に令和7年4月中
に通知が済んで、又は通知をしないことについて特段の事情は
ない。

(6) 以上の通り、又は主張する。

第2 設問2

第 問

1. 農振法(3条2項5号)に基づき主張をいふこと

また、又は本件農地が、法第10条3項2号に掲げる土地に当たると
い(い)い、農振法(1条2項5号)の要件を満たす(と主張する)。

法10条3項2号に掲げる事業は、農振法施行規則4条の3で定めら
れている事業であり、本件事業は農地の~~洪水~~洪水防止を目的とするものであり、
同条(3)号(2)号に該当する(と主張する)。また、又は本件農地は~~高台~~高台にあり、
ため、洪水が起きてもその影響を受けにくく、本件事業の恩恵を受けない
そのため、本件事業は本件農地との関係で「農用地の災害を防止する
ことを目的とするもの」として他の農業の生産に支障の少ないもの(同
号(2)号)に当たると主張する。農振法(1条)2号の定めを主張する(と主張する)。

2. 農振法施行令第9条に基づき主張

次に、又は、又は本件農地が、法10条3項2号に掲げる土地に当たるとい
うも、農振法施行令第9条に基づき主張により得られる範囲の確保を目的として定め
基準に適合していると主張する。

ここで、農振法施行令第9条は、法10条3項2号が定める基準として事業の
完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であること
を定めている。そして、農振法に基づき主張により得られる範囲の確保
を目的とする事業に基づき主張に基づき主張に基づき主張に基づき主張に基づき主張に
3年を経過した時点までをいう(と主張する)。

本件で、本件農地が、又は関係期間の満了は平成20年10月31日であり、この時
点をいう(と主張する)から、施行令第9条の8年という期間満了は平成28年10月31日であり、
法10条3項2号の要件を満たすと主張する。

以上